

## 令和 6 年度主な事業の実施状況

### 【CO<sub>2</sub>(二酸化炭素)排出抑制に配慮した環境活動促進事業】

当管内ではこれまで「より良い環境づくり」の一環として、地域住民参加のクリーンアップ事業を主として実施してきたが、平成 26 年度からはクリーンアップと並行して小学校 5～6 年生を対象とした実験機材を用いた環境学習会を開催し、幼少期からの環境意識の醸成を図ってきた。

令和 2 年度からは、新たに家庭で出来る地球温暖化防止（節電など）について学習内容に取り入れ、「二酸化炭素排出抑制に配慮した環境活動」を意識付けすることで、カーボンニュートラル（二酸化炭素の排出を実質ゼロにする）の推進を図っている。

#### 【今年度の取組状況】

- 管内小学校 3 校で環境学習会を開催した。

学校名	実施日	対象児童
男鹿市立船川第一小学校	7 月 10 日	5 年生 16 名
五城目町立五城目小学校	12 月 13 日	6 年生 44 名
潟上市立天王小学校	1 月 23 日	4 年生※ 40 名

※天王小学校からの要望により、4 年生を対象に実施

実験機材を用いて風力・水力・火力での発電体験を実施することで、環境と関連するエネルギーについて考えてみたり、海から海岸に漂着したプラスチックなどを水の中に入れその様子を見ることなどにより、「海のごみ」がいかに環境破壊につながっているのかを理解してもらうことができた。

環境学習会数日後に実施したアンケート調査では、99%の児童が環境学習会による「初めての気づきがあった」、95%の児童が「参考になった」との回答があったことなどから、児童への環境保全意識の啓発を図ることができたと思われる。



実験風景（水力発電）



実験風景（海のごみ）

# 令和 7 年度重点事業の紹介

## (地域振興局地域施策推進事業より)

### 【現状と課題】

---

- ひきこもり当事者が社会参加を目指すためには、県民一人ひとりが互いに個性を尊重し支え合う地域社会づくりが必要。
- 環境問題に関心を持ち、「CO<sub>2</sub> 排出抑制に配慮した行動」に繋げるためには、幼少期から環境意識を醸成し、家庭での取組をひろげることが必要。

### 【令和 7 年度の取組】

---

#### I 誰もが住みやすい環境づくりの推進

あらゆる差別のない多様性にみちた社会づくりを推進します。また、環境保全に関する意識醸成と県民との協働による環境保全活動を展開します。

##### ①市町村等と連携したひきこもり支援体制の整備

秋田県部局横断プロジェクト「ひきこもり支援の強化に向けたプロジェクト」に基づき、本庁の障害福祉課が令和 7 年度に実施する「ひきこもり実態調査」の結果を受けて、地域における適切な支援方策のあり方について、検討を行います。

##### ②小学生を対象とした環境学習会の実施

地球温暖化防止及び環境保全の意識を醸成するため、体験型の環境学習会を実施することで、問題への関心を高めることにより、家庭での 3R や節電が CO<sub>2</sub> 排出抑制につながることなどを理解してもらい、小学生を対象とした環境活動の取り組みを推進します。

## 秋田地域振興局福祉環境部 令和6年度事業の実施状況

- 福祉環境部主要事業 …… 1
- 企画福祉課 …………… 3
- 健康・予防課 …………… 10
- 環境指導課 …………… 18

## 令和6年度 福祉環境部の主要事業

### 【重点推進事項】

- 1 誰もが住みやすい環境づくりの推進
  - あらゆる差別のない多様性にみちた社会づくりの推進
    - ・市町村等と連携したひきこもり支援対策の推進
  - 環境保全に関する意識醸成と県民との協働による環境保全活動展開
    - ・小学校高学年を対象にした実験機材を用いた環境学習会の開催

### 【保健・医療・福祉】

- 1 健康づくり事業の推進
  - 第2期健康秋田21計画の最終評価から第3期計画策定の年度であることから、関係機関と情報を共有し、県民への普及啓発に努める。
- 2 感染症予防対策の推進
  - 感染症の発生予防のため正しい知識の普及啓発及び発生時における感染拡大防止に努める。
- 3 精神保健福祉施策の推進
  - 精神障害者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、精神疾患に対する正しい知識の普及や、早期発見・治療を進める体制の整備・充実を図り、支援する。
- 4 社会福祉施設等への支援
  - 所管する社会福祉施設等に対して、必要な助言指導を行い、適正な施設運営を確保する。
- 5 生活保護の適正実施と生活困窮者に対する支援の提供
  - 要保護者に対する生活保護制度の周知に努めるとともに、個別ニーズに対応した訪問活動を実施する。また、生活困窮者の早期発見に努め、関係機関と連携し個々に合った支援の提供を行う。
- 6 保健・医療・福祉等のサービス供給体制の充実
  - 保健・医療・福祉、衛生・生活環境に係る各種施策の総合的な推進に関する事項の協議を行い、地域の特性や実情に即したサービス供給体制の整備を図る。

### 【生活環境】

- 1 廃棄物処理施設等の監視指導
  - 廃棄物の適正処理を図るため、廃棄物処理施設等の監視指導を行う。
- 2 工場・事業場に対する立入検査及び監視指導
  - 水質汚濁防止法、大気汚染防止法等公害関係法令に基づき、工場・事業場の立入検査及び監視指導を行う。

3 食品衛生監視指導の強化

秋田県食品監視指導計画に基づく重点監視対象施設等について監視指導を実施するとともに、特別監視期間を定めて効果的な監視指導を実施する。

4 食品衛生自主管理の推進

食品営業施設における自主的衛生管理を推進するため、食品衛生協会や食品衛生推進員の活動を支援し、H A C C Pに沿った衛生管理の定着を図る。

## 令和6年度 企画福祉課 事業実施状況

事項名	事業名	内容	備考【令和7年2月末実績】
【調整・障害者 チーム】  企画調整	1 ~大変革の時代~ 新秋田元気創造プラン	~大変革の時代~新秋田元気創造プランの推進 「健康・医療・福祉戦略」 ・施策4：誰もが安全・安心を実感できる地域共生社会の実現 「未来創造・地域社会戦略」 ・施策5：脱炭素化の実現を目指す地域社会の形成	主な取組 ・ひきこもり状態にある方やその家族への支援 ・小学生を対象とした環境学習会の開催
	2 保健医療福祉協議会	地域における保健、医療、福祉、衛生及び生活環境に関する施策の総合的な推進について協議するため、秋田地域保健医療福祉協議会及び各専門部会を開催する。（各1回）	・協議会：集合形式での開催はせず、報告のみ ・地域医療推進部会：中止 ・救急・災害医療検討部会：R7.2.20 ・献血推進部会：R7.2.27
広 報	1 各種情報の提供	県の公式Webサイト「美の国あきたネット」を通じて、部の事業概要や各種相談窓口等について周知を図る。	随時更新
統 計	1 人口動態統計	人口動態統計事象（出生、死亡、死産、婚姻、離婚に関わる事項）を把握し、人口及び厚生行政施策の基礎資料を得る。（オンラインシステムにより市町村から受理した調査票データを審査し、県主管課に報告。）	事象発生月の翌月25日までに県主管課に毎月報告
	2 各種報告	（1）地域保健・健康増進事業報告（5月） （2）衛生行政報告例（4月）	・地域保健・健康増進事業報告（5月） ・衛生行政報告例（4月）
	3 国民生活基礎調査	厚生労働行政の企画及び立案に必要な基礎資料を得るため、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査する。 ・大規模調査：3年毎に実施（直近はR4年に実施） ・簡易調査：大規模調査実施年の中間の各年に実施	・簡易調査実施 1地区（6月）
	4 出生動向基本調査 (国立社会保障・人口問題研究所)	新たな世代の結婚・出生行動、意識を詳細かつ正確に把握し、関連諸施策を立案・策定するための基本調査。 ・5年毎に実施（直近はR3年に実施）	実施なし
	5 世帯動態調査 (国立社会保障・人口問題研究所)	世帯の変化の実態と要因を調べ、世帯数の将来推計を実施し、厚生労働行政の施策立案・策定するための基本調査。 ・5年毎に実施	・調査実施 1地区（7月）

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和7年2月末実績】
学 生 実 習	1 医学生実習	秋田大学医学部医学科3年 25名(9月)	R6.9.18 13名 R6.9.19 12名
	2 保健師養成課程実習	保健師養成課程 ・秋田看護福祉大学看護科4年 4名(6月) ・秋田大学医学部保健学科4年 4名(7月) ・日本赤十字秋田看護大学4年 6名(9月)	・秋田看護福祉大学 4名 (R6.6.3-6.7) ・秋田大学 4名 (R6.7.16-7.19) ・日本赤十字秋田看護大学 6名 (R6.9.2-9.4)
	3 管理栄養士養成課程実習	・受入依頼なし	なし
	4 社会福祉系学生実習	・受入依頼なし	なし
	5 インターンシップ	・受入依頼なし	なし
高 齢 者 福 祉・ 介 護 保 険	1 施設の許認可等	介護保険法や老人福祉法に基づく施設開設の許認可等を通じて、介護保険サービスの基盤拡充や質の強化を図る。	
	2 敬老祝い品進呈事業	老人の日記念事業(国事業)として、年度内に百歳を迎える高齢者に対し、内閣総理大臣からの祝い状及び記念品を贈呈し長寿を祝う。(9月)	贈呈対象者 47名
医療・介護・福祉連携	1 市町村等の取組支援	地域包括ケアシステム構築に向けた市町村等の取組を支援する。 ・市町村が開催する協議会・研修会等への出席(随時) ・秋田県在宅医療推進センターが開催する医療・介護連携推進協議会への出席(随時)	医療・介護連携推進協議会 (男鹿湯上南秋支部) : R7.2.25

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和7年2月末実績】
社会福祉法人	1 運営等に関する助言・指導	所管の社会福祉法人（14法人）について、適正な法人運営と社会福祉事業の円滑な経営を確保するため、定款変更の認可等を通じて、必要な助言・指導を行う。	
バリアフリー社会の形成	1 人に優しいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー条例適合施設の認定（随時）</li> <li>・障害者等用駐車区画利用者証の申請受付（随時）</li> </ul>	適合証交付 0施設 申請受付 60件
障害児者福祉	1 障害者総合支援法に基づく事務・事業の円滑な推進等	<p>(1) 障害福祉関係事務指導監査等実施要綱に基づき、管内町村に対し障害者総合支援給付支給事務等に係る指導監査を実施する。</p> <p>(2) 管内市町村の依頼により手話通訳員の調整並びに手話通訳員の派遣を行う。また、広域的派遣など秋田県が実施する意思疎通支援について、依頼により手話通訳員を派遣する。</p> <p>(3) 障害者社会参加総合推進事業            精神保健福祉に関し、地域住民の理解を深めながら、障害者が社会の構成員として地域の中で共に生活し、また、社会参加を通じて生活の質の向上を図ることができるよう、以下の事業を実施する。</p> <p>①障害者に対する正しい知識の普及啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者やその支援者等に対する学習会の開催</li> <li>・街頭キャンペーン等における精神相談日周知のためのポケットティッシュの配布</li> <li>・関連会議における精神相談日周知のためのリーフレットの配布</li> <li>・市町村に精神相談日の広報への掲載を依頼</li> </ul> <p>②レクリエーション教室事業</p> <p>(4) 精神障害者地域生活支援広域調整会議等事業            精神障害者の地域移行支援に係る体制整備のための調整業務を行うことを目的とし、「秋田周辺精神障害者地域移行・地域定着推進協議会」を開催する。            委員 17名 協議会の開催 年1回</p> <p>(5) 県民向け手話教室            県民の聴覚障害に対する理解を深めるとともに、手話の普及啓発を図るため、手話に親しみ、簡単な手話を学べる手話教室を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般県民向け手話教室</li> <li>・小学生向け手話教室</li> <li>・企業等向け手話教室</li> </ul>	<p>・指導監査            井川町 R6.11.26            八郎潟町 R6.12.5</p> <p>依頼件数            ・男鹿市 29件            ・潟上市 64件            ・五城目町 12件            ・八郎潟町 26件            ・井川町 2件            ・県 31件 計164件</p> <p>・R6.9～R6.12            （リーフレットを配布）</p> <p>・開催なし</p> <p>・協議会 R7.3.6開催予定</p> <p>・一般県民向け手話教室            1回            （R7.2.15当部大会議室）</p> <p>・小学生向け手話教室            18校</p> <p>・企業等向け手話教室            4事業者</p>

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和7年2月末実績】
精 神 保 健 福 祉	1 精神保健福祉相談	<p>老人精神保健やアルコール・思春期関連や心の健康づくりなどの問題で悩んでいる当事者やその家族に対し、精神科医が相談・助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科医による相談</li> </ul> <p>日時 毎月第1金曜日 午後1時30分から午後3時まで 場所 秋田中央保健所 担当 猪股 良之 医師</p> <p>日時 毎月第3火曜日 午後1時30分から午後3時まで 場所 男鹿市役所 担当 稲庭 千弥子 医師</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師による相談 随時</li> </ul>	<p>開設日数 8日 ・所内 4日、所外 4日 相談延人員 9名 相談内訳 心の健康づくり 6件 高齢者精神保健 1件 その他 2件</p> <p>相談延人数 209名 相談内訳（訪問含む） 心の健康づくり 26件(延) ひきこもり 17件(延) 依存症関連 12件(延) その他 154件(延)</p>
	2 組織育成等	<p>障害者地域活動支援センターへの支援 特定非営利活動法人「よつば」のケース検討会への参加</p> <p>日時 毎月第2木曜日、午後3時から午後4時 場所 特定非営利活動法人「よつば」 参加者 嘱託医(杉山和 医師)、指導員、保健所職員</p>	参加回数 6回
	3 精神保健福祉事務	<p>障害者総合支援法及び精神保健福祉法に基づき、関係機関と連携を図りながら適正な事務処理を行う。 また、市町村における精神保健業務が適正に実施されるよう支援・協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援医療（精神通院医療）の申請受理・支給認定</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳の申請受理・交付</li> <li>・医療保護入院届・定期病状報告、その他精神保健福祉法に基づく届出・報告受理</li> <li>・精神障害者台帳管理</li> <li>・保護申請や通報対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者自立支援受給者証支給認定件数 6,433件</li> <li>・手帳交付件数 2,019件</li> <li>・通報受理件数 13件 (うち要措置 2件)</li> </ul>
	4 精神科救急医療体制整備事業	<p>秋田県精神科救急医療体制整備事業実施要綱に基づき、秋田周辺精神科救急医療圏における精神科救急医療体制等について協議する。</p>	<p>地域連絡調整会議 R6.11.5(出席者 29名)</p>
	5 社会とのつながり支援（職親）事業	<p>一般企業や事業所の協力を得て、ひきこもり状態にある当事者に対し、外へ出るきっかけとなる社会参加（就労体験）の機会を提供することで、社会適応性の向上及び生活リズムの構築等を図り、ひきこもり状態の改善を支援する。</p> <p>管内の登録事業所数：4事業所</p>	1事業所で2名が利用

事項名	事業名	内容	備考【令和7年2月末実績】
精神保健福祉	6 心の健康づくり・自殺予防対策事業	<p>地域住民の心の健康づくりや自殺予防対策を推進するため、関係機関等との連携を図りながら、正しい知識の普及啓発や心の健康づくりを担う人材の養成及び地域での実践活動への支援を行う。</p> <p>(1) 普及・啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺未遂者支援研修会の実施</li> <li>・こころはればれ通信の発行及び配布</li> <li>・ゲートキーパー養成講座への講師派遣</li> <li>・ふきのとうホットライン（県内相談機関の一覧）の配布（市町村）</li> <li>・自殺予防街頭キャンペーンの実施</li> </ul> <p>(2) 市町村支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村心の健康づくり・自殺予防担当者会議の開催</li> <li>・市町村メンタルヘルスサポーター地域懇談会への参加</li> <li>・市町村自殺対策計画策定（評価）委員会への参画</li> </ul> <p>(3) 関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺未遂者支援関係者会議</li> <li>・心の健康づくり・自殺予防ネットワーク推進会議</li> </ul> <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象事案情報提供対象者への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺未遂者支援研修会 R6. 9. 24（参加者36名）</li> <li>・こころはればれ通信 第77号（R6. 6. 25発行） 第78号（R6. 11. 22発行）</li> <li>・街頭キャンペーン R6. 9. 11（男鹿市） R6. 9. 11（大潟村） R6. 11. 29（潟上市） R7. 3. 3予定（井川町）</li> <li>・管内担当者会議 R6. 6. 21</li> <li>・自殺未遂者支援関係者会議 R6. 12. 24</li> <li>・心の健康づくり・自殺予防ネットワーク推進会議 R6. 12. 24</li> </ul>
各種手当・医療給付	1 手当支給事務の適正処理	<p>特別障害者等手当（※対象：南秋田郡）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別障害者等手当申請受理・障害調査・認定・交付</li> <li>・手当の支給（5月、8月、11月、2月）</li> <li>・厚生労働省報告第25表（毎月25日まで）</li> <li>・所得調査</li> <li>・台帳管理 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給資格者（支給停止者含） 障害児福祉手当 4人 特別障害者手当 23人 計 27人</li> </ul>
【児童・生活保護チーム】 児童福祉・健全育成	1 要援護者に対する処遇の充実	<p>(1) 地域、学校をはじめとする関係機関との連携により、要援護者の早期発見に努め、処遇の充実を図る。</p> <p>(2) 市町村要保護児童対策協議会への参加等により、要援護者の早期発見並びに処遇の充実を図る。</p> <p>(3) 家庭児童相談室の運営強化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回児童相談 潟上市・南秋田郡地区 2回</li> <li>・相談件数 25件</li> </ul>

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和7年2月末実績】
母子父子寡婦福祉	1 要援護者に対する処遇の充実	地域や関連機関との連携により、要援護者の早期発見に努め、処遇の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子世帯数（南秋田郡内） 139世帯</li> <li>・ 父子世帯数（南秋田郡内） 24世帯 《R6年8月調査》</li> <li>・ 相談件数延べ 316件 （うち由利 235件）</li> <li>・ 家庭訪問件数 65件 （うち由利 43件）</li> </ul>
	2 母子父子寡婦資金の貸付 ・ 償還指導	<p>(1) 母子父子寡婦家庭の自立と生活意欲の助長を図るため、各種資金の活用を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸し付け審査会の開催 : 随時</li> </ul> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の未収金対策の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話や訪問での償還指導の強化（母子・父子自立支援員等による償還困難者の生活費等の収支状況を把握し、無理のない返済方法を指導していく。）</li> <li>・ 保証人への対応を強化するとともに、適時未納者対策会議を開催し、償還指導方針を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規貸付（母子 1件） （父子 1件） （寡婦 0件）</li> <li>・ 未納者数 119人</li> </ul>
女 性 保 護	1 要援護者に対する処遇の充実	地域や関連機関と連携し、要援護者の早期発見に努め、処遇の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談件数 72件 （うち由利地域 60件）</li> </ul>
各種手当・医療給付	1 各種手当支給事務の適正処理	<p>(1) 児童扶養手当（※対象は南秋田郡）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童扶養手当申請受理・認定・交付</li> <li>・ 台帳管理</li> <li>・ 手当支給</li> <li>・ 定期報告</li> <li>・ 現況届</li> </ul> <p>(2) 特別児童扶養手当（※対象は秋田市、男鹿市、潟上市、南秋田郡、由利本荘市、にかほ市）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別児童扶養手当申請受理・認定・交付</li> <li>・ 台帳管理</li> <li>・ 手当支給</li> <li>・ 定期報告</li> <li>・ 所得状況届</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受給資格者 143人</li> <li>・ 受給資格者 1,531人</li> </ul>

事 項 名	事 業 名	内 容	備 考【令和7年2月末実績】
各種手当・医療給付		<p>(3) 心身障害者扶養共済 (※対象：秋田市、男鹿市、潟上市、南秋田郡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心身障害者扶養共済の申請受理</li> <li>・年金の支給</li> <li>・弔慰金、脱退一時金の支給</li> <li>・掛金の徴収</li> <li>・受給者の現況調査</li> <li>・加入者の現況調査</li> <li>・加入者の減免調査</li> <li>・掛金払い込み証明書の発行</li> <li>・台帳管理</li> <li>・未収金管理 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者 131人</li> <li>・加入者 77人</li> </ul>
生 活 保 護	1 要保護者への対応の充実	<p>(1) 要保護者を早期に発見し、懇切丁寧な相談と支援を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 民生児童委員協議会、社会福祉協議会、医療機関、法テラス等々の関係機関と連携し、生活に困窮している方を発見したら、情報を速やかに提供していただき、早期に懇切丁寧な生活相談を実施する。</li> <li>② 町村と連携し、生活保護制度の周知に努める。</li> <li>③ 訪問活動等により生活状況を把握し、被保護者が健康で文化的な生活を維持できるよう必要な支援を行う。</li> </ol>	<p>保護状況(R7. 2月現在)</p> <p>被保護世帯 178世帯  被保護人員 213人  保 護 率 10.8%  (出典：福祉行政報告例)</p>
	2 生活保護の適正実施	<p>(1) 保護の適正実施</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被保護者の収入状況を客観的に把握するため、市町村税務担当課の協力を得て課税調査を実施する。</li> <li>② レセプト点検等を実施し、被保護者の適正な受診を指導する。</li> <li>③ 扶養義務者に対し照会を実施し、余裕がありそうな場合は被保護者への援助を求める。</li> </ol> <p>(2) 被保護者に対する自立支援</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 就労可能な被保護者に対しては、ハローワークと連携し、就労開始に向け必要な支援を行う。</li> <li>② 一定の評価額以上の不動産を保有して保護を開始した者に対して、要保護世帯向け長期生活支援資金の借入手続きを行うことにより指導して自立を促す。</li> <li>③ ひとり親世帯に対しても個別支援プログラムを整備し、職業安定所及び部内の関係職員と連携し、具体的な就労支援を行う。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税調査 R6年8月実施</li> <li>・生活保護受給者等就労自立促進事業対象者(延べ人数)  生活保護 4人  児童扶養手当 3人  生活困窮者 0人</li> </ul>
生活困窮者支援	1 生活困窮者に対する処遇の充実	<p>(1) 地域や関連機関と連携し、生活困窮者の早期発見・自立支援に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個々にあったプランを作成し必要な支援の提供を行う。</li> <li>③ 離職により住宅を失った生活困窮者に対し、家賃相当の給付金(有期)を支給する。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数 13人  (延べ件数63件)</li> </ul>

## 令和6年度 健康・予防課 事業実施状況

事項名	事業名	内 容	備考【令和7年2月末実績】
健康づくり・生活習慣病予防	1 地域・職域連携推進事業	<p>地域保健と職域保健の連携により、それぞれの機関が実施している健康教育や健康相談、健康に関する情報等を共有し、在住者や在勤者の違いによらず地域の実情をふまえたより効果的・効率的な保健事業を展開し、住民の健康寿命の延伸及び生活の質の向上を目的とする。</p> <p>(1)秋田周辺地区地域・職域連携推進協議会 (2)地域課題解決連携事業</p>	<p>(1)地域協議会の開催 ・開催日：令和6年11月28日 ・出席者：医療3名、事業主1名、保険者(産業)1名、保険者(地域)5名 ・資料提供：労働基準監督署、秋田総務企画部、保険者(地域)1名 * 地域糖尿病重症化予防対策推進会議との合同開催</p> <p>(2)健診要精査・要治療者の受診勧奨チラシの作成及び配布 ・内容：HbA1cに特化した内容 ・配布先：献血協力事業所のうち、共済及び健康保険組合加入事業所を除く100事業所</p>
	2 糖尿病重症化予防対策	<p>(1)地域糖尿病重症化予防対策推進会議の開催 1回 市町村(保険者)が実施する糖尿病重症化予防対策について、地域の医師会等と協議・連携して、評価や新たな対策を検討するための会議を開催する。</p> <p>(2)問題解決に向けた取組</p>	<p>(1)秋田周辺地域糖尿病重症化予防対策推進会議の開催 ・開催日：令和6年11月28日 ・出席者：有識者 5名、関係機関 21名、行政 8名 ・資料提供：有識者 1名、行政 1名 * 秋田周辺地区地域・職域連携推進協議会との合同開催</p> <p>(2)問題解決に向けた取組 ①研修会の開催 ・開催日：令和6年11月28日 ・内容：事業主からの事例提供</p> <p>②糖尿病等生活習慣病予防及び重症化予防に関する環境調査の実施 ・対象：管内の中小企業で調査に協力が得られる20事業所程度。 ○協会けんぽ認定「健康経営宣言」事業所…12事業所 ○協会けんぽ認定「脊髄経営宣言」未実施事業所…12事業所 * 献血協力事業所から抽出 ・方法：調査票による自己記入式及び電話による聞き取り調査</p>
	3 受動喫煙等対策事業	<p>たばこは肺がんを始め多くの疾患の危険因子であることから、県民の健康の維持増進を図るために、喫煙の健康影響についての知識の普及啓発等、たばこ対策を行う。</p> <p>(1)受動喫煙対策の実施 啓発用資材の配布による禁煙週間及び受動喫煙防止の呼びかけ (2)「喫煙可能(店)」を設置した店舗の届け出 (3)秋田県受動喫煙防止条例違反施設への立入検査及び指導</p>	<p>(1)受動喫煙防止啓発用資材の配布 ・街頭キャンペーンの実施(秋田県立大学秋田キャンパス内) ・管内の道の駅、4事業所にポスター掲示等の啓発コーナーを設置 ・管内の成人式、所内講習会出席者等へ普及啓発用資材を配布</p> <p>(2)届出 新規：0件、廃止：1件 (3)指導 1件(飲食店)</p>

事項名	事業名	内 容	備考【令和7年2月末実績】
栄養改善事業	1 地区組織の育成	<p>地域の食生活改善を推進する地区組織の育成・活動支援(秋田周辺地域食生活改善推進協議会…事務局:秋田福祉環境部)活動の支援</p> <p>(1)理事会 (2)総会・リーダー研修会 (3)その他</p>	<p>(1)理事会等 ・監査:令和5年4月16日 ・第1回:令和5年4月16日 ・第2回:令和6年12月12日 ・第3回:令和7年3月13日予定</p> <p>(2)総会・リーダー研修会 ・開催日:令和6年6月17日 ・会 場:潟上市民センター かたりあん ・参加者:58人 ・内 容:①研修報告「R5北海道・東北ブロックリーダー研修会」 男鹿市食生活改善推進協議会 ②講演「秋田の伝統野菜を伝える」 講師 前秋田県立大学副学長 吉澤結子氏</p> <p>(3)その他 ・R6北海道・東北ブロックリーダー研修会派遣事業 : 五城目町食生活改善推進協議会</p>
	2 人材育成	<p>(1)栄養改善推進保健所研修会 保健所及び市町村の地域活動に携わる栄養士の資質の向上と円滑な業務の推進を図るため、由利本荘保健所と合同で研修会を開催する。(年1回) *対象者:秋田中央保健所、由利本荘保健所管内行政栄養士</p> <p>(2)「地域の人材育成のための食生活改善講座」 地域の実情に応じて、食の地域の案内役を育成することにより、望ましい食習慣の普及定着を図る。 *対象者:地域や家庭等で、食生活改善の案内役となることが期待できる者 (食生活改善推進員を除く)</p> <p>(3)公衆栄養学臨地実習生の指導</p>	<p>(1)栄養改善推進保健所研修会 ・開催日:令和6年8月5日 ・会 場:秋田地方総合庁舎 ・参加者:10人 ・内 容: 1)情報交換 「市町村健康増進計画等の栄養・食生活分野の指標について」 2)演習「広域的に取り組む健康づくり事業の企画」</p> <p>(2)地域の人材育成のための食生活改善講座 ・開催日:令和6年9月6日 ・会 場:潟上市防災・健康拠点施設 トレイク潟上 ・対 象:トレイク潟上トレーニングルーム等利用者他 ・内 容:食生活改善推進員、栄養士ミニ講話、展示 みそ汁塩分濃度測定…11人 みそ汁試飲…43人</p> <p>(3)公衆栄養学臨地実習生指導…受け入れなし</p>

事項名	事業名	内 容	備考【令和7年2月末実績】
栄養改善事業	3 特定給食施設指導	<p>健康増進法に基づき、特定かつ複数人に対して継続的に食事を提供する給食施設に対して、適切な栄養管理を行わせる観点から必要な指導および助言を行い、給食の質の向上を図るとともに、喫食者に対する給食を通じた健康づくりを推進する。</p> <p>(1)個別巡回指導 巡回時期：8月～9月 指導職員：栄養指導員・食品衛生監視員</p> <p>(2)集団指導 ・特定給食施設従事者研修会の開催：年1回</p>	<p>(1)個別巡回指導 ・実施時期：令和6年8月～9月 ・実施施設：認定こども園 井川町立井川こどもセンター 障害者福祉サービス事業所 南秋つくし苑 認定こども苑追分幼稚園</p> <p>(2)集団指導 給食施設関係者研修会の開催 ○食育地域ネットワーク会議と併せて、災害時の栄養・食生活支援セミナーとして開催 ・開催日：令和7年2月21日 ・会場：秋田地域振興局福祉環境部大会議室 ・参加者：14人 ・内容：講演「令和5年大雨災害時の対応と振り返り」 講師 中通総合病院 管理栄養士 佐藤美樹 情報提供 「令和5年大雨災害時の対応について～行政の立場から～」 五城目町 山崎真由子 「災害時の対応について～職能団体の立場から～」 秋田県栄養士会 菊地和子</p> <p>グループワーク 「平時に備えておきたいことは？ひともの・情報レベルで考えてみよう」</p>
	4 食の環境整備事業(秋田スタイル健康な食事認証事業、健康づくり応援店登録事業、等)	<p>(1)減塩、野菜果物摂取に配慮した「秋田スタイル健康な食事」の普及啓発</p> <p>(2)秋田スタイル健康な食事メニューの認証(新規、更新)</p> <p>(3)食の健康づくり応援店登録店の秋田スタイル健康な食事への移行</p>	<p>(1)普及啓発 ：管内市町村成人の集い、部内研修会等でのチラシ配布</p> <p>(2)秋田スタイル健康な食事認証メニューの更新 ：味付け主食タイプ…4メニュー(社会医療法人正和会職員食堂)</p> <p>(3)移行勧奨 ：15店舗へ通知、連絡。うち、1店舗が来年度以降の取組を希望</p>
	5 食品表示法に係わる栄養成分表示の指導と健康増進法に係わる虚偽誇大広告等の指導	<p>(1)食品表示合同監視：年1回 栄養成分表示、虚偽誇大広告の確認</p> <p>(2)栄養成分表示の助言：随時</p>	<p>食品表示合同調査(生活衛生課、食品衛生班)</p> <p>・実施日：令和6年11月14日 ・実施場所：管内直売所4ヶ所</p>
	6 国(県)民健康・栄養調査	<p>(1)国民健康・栄養調査 栄養摂取状況調査 身体状況調査(血液検査、問診、血圧、腹囲、身長、体重) 生活習慣調査</p> <p>(2)県民健康・栄養調査 概ね4～5年に1度実施</p>	<p>(1)国民健康・栄養調査 ○令和6年度は大規模調査 ・当管内の指定地区：男鹿市船越地内 (実績)身体状況調査…17人 栄養摂取状況調査…20世帯 生活習慣調査…34人</p> <p>(2)県民健康・栄養調査 実施なし</p>
	7 食育推進事業	<p>関係者が連携して食育推進運動を進めることにより、県民の健全な食生活の実現を図る。</p> <p>(1)管内市町村計画の進捗状況確認</p> <p>(2)食育ボランティア数の確認</p> <p>(3)国の制度や方向性についての情報交換</p>	<p>(1)管内自治体の食育推進会議の出席…1市(2回)</p> <p>(2)食育ボランティア活動報告とりまとめ(4月)</p> <p>(3)食育地域ネットワーク会議の開催 ○特定給食施設等研修会と併せて、災害時の栄養・食生活支援セミナーとして開催 ・開催日：令和7年2月21日 ・会場：秋田地域振興局福祉環境部大会議室</p>

事項名	事業名	内 容	備考【令和7年2月末実績】
歯 科 保 健	1 歯科保健対策事業	○地域歯科保健課題解決推進事業 地域の実情に応じた歯科口腔保健に関する研修会等を開催し、県民の歯や口腔及び全身の健康の維持増進を図る。	○テーマ：『災害時における口腔ケア』 1) ころはればれ通信への掲載  2) 啓発動画の放映 ・開催時期：令和6年7月2日、令和6年11月1日、令和7年1月28日 ・場所：秋田地域振興局福祉環境部 大会議室 ・対象者：食品衛生責任者養成講習会及び食品衛生責任者実務講習会参加者（主に20～70歳代）計160名 ・内容：災害時の口腔ケアに関する10分程度の講義・日本歯科医師会が配信する動画の放映  3) 研修会の開催 ・開催時期：令和7年2月20日（木） 13:00～14:30 ・場所：秋田地域振興局福祉環境部 大会議室 ・対象者：管内の介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、ショートステイ等の職員（看護師等）、管内市町村歯科保健・災害対策担当者 計43名 ・講師：男鹿・湯上・南秋歯科医師会会長 わしや歯科医院長 鷲谷一晴氏 ・内容：災害時における口腔ケア、肺炎予防のための正しい口腔ケア等
母 子 保 健	1 母子保健連絡調整会議	○母子保健担当者会議 市町村が母子保健事業を推進するため、管内の健康課題を把握・共有し、地域特性に応じた必要な支援等を行う	○管内母子保健担当者会議の開催：1回
	2 医療給付・助成等	(1) 特定不妊治療費助成事業 令和4年4月1日より特定不妊治療が保険適用となり、自己負担分の一部を県助成する。 ①助成額：9万円（C・F治療は3万円） ②助成回数：1子ごと 初回治療開始時 40歳未満9回 40歳以上43歳未満3回  (2) 先進医療等不妊治療費助成事業 先進医療として告示される不妊治療及び先進医療とならない保険適用外の不妊治療費の一部を県助成する（令和5年2月1日施行、令和4年4月1日～適用）。 ①助成額：先進医療 10万円まで 先進医療とならない保険適用外の治療を含む不妊治療 30万円 ②助成回数：それぞれ1年度1回まで（43歳未満）  (3) 妊娠中毒症等療養看護費支給事務	(1) 給付決定件数：34件 (2) 給付決定件数：9件 (3) 支給件数：0件
	3 受胎調節実施指導員申請事務	○受胎調節実地指導員の指定等に関する事務（母体保護法施行令） 指定証・標識交付等の申請受付、進達	○受胎調節実地指導員の指定に関する申請：0件

事項名	事業名	内 容	備考【令和7年2月末実績】
感染症対策	1 感染症まん延防止対策	(1)感染症発生届による積極的疫学調査、二次感染防止指導 (2)社会福祉施設等の集団発生報告による積極的疫学調査、二次感染防止指導	(1)感染症発生届の受理件数: 6件(結核を除く) (2)集団発生報告の受理件数: 77件 (インフルエンザ: 15件、COVID-19: 54件、その他の感染症: 8件)
	2 結核対策	<p>1. 予防思想の普及 結核予防意識の向上及び結核患者に対する適正な医療と患者管理の徹底を図る。 (1)結核予防週間(9月24日～30日)における啓発 (2)健康教育</p> <p>2. 結核患者管理</p> <p>(1)登録管理 ①届出患者の訪問指導 ②結核回復者の精密検査及び定期病状調査事業による状況把握</p> <p>(2)服薬支援事業 ①結核治療患者等に服薬支援の実施(訪問指導、来所・電話相談等) ②DOTSカンファレンスへの参加</p> <p>(3)定期外健康診断(登録患者・接触者)</p> <p>(4)感染症診査協議会結核部会(毎月第2水曜日) ・就労制限、入院勧告、医療費公費負担申請の医療内容の適否について協議 (保健所長の諮問機関)</p> <p>(5)結核発生動向調査 ・月報(翌月の指定日) ・年報(翌年1月の指定日)</p>	<p>(1)ポスター掲示 (2)管内のショートステイ4施設の職員に対する研修実施</p> <p>(1)令和6年結核登録患者の状況(R6.12月末時点) ・新登録者: 10人(ほか 潜在性結核: 3人) ・転入: 0人 ・死亡: 2人 ・転出: 0人 ・年末現在登録者: 14人(ほか 潜在性結核: 16人)</p> <p>(2)服薬支援事業(R6.2月末現在) ①服薬確認(DOTS): 延69件 (内訳)訪問: 62件、電話連絡: 0件、来所: 7件 ②DOTSカンファレンスの参加: 11回</p> <p>(3)定期外健康診断(R6.2月末現在) ・登録患者の精密検査: 延32件 ・接触者健康診断: 延41件(家族: 22件・その他: 19件)</p> <p>(4)感染症診査協議会結核部会: 15回(うち緊急部会: 5回) 〔就業制限〕 ・法第18条: 6件 〔入院勧告〕 ・法第19条: 6件 ・法第20条第1項: 6件(うち承認: 6件) ・法第20条第4項: 17件(うち承認: 17件) 〔医療費公費負担〕 ・法第37条の2(一般): 申請13件(うち承認: 12件、保留1件)</p>
	3. 組織育成	<p>結核予防婦人会活動の支援 ・秋田周辺地区結核予防婦人会連合会関係事務(理事会・総会・研修会等)</p>	<p>秋田周辺地区結核予防婦人会連合会活動 ・会員数 976名 (秋田市(休会中)、男鹿市、潟上市、南秋田郡4町村) ・理事会: 令和6年5月9日 ・理事・評議員合同会議及び研修会: 令和6年7月3日 参加者29人</p>

事項名	事業名	内 容	備考【令和7年2月末実績】
感染症対策	3 ウイルス性肝炎対策	(1)ウイルス性肝炎相談・検査事業 毎月第3月曜日午後・第4月曜日夜間(予約制) (2)肝炎治療特別推進事業(肝炎治療費助成費等) (3)秋田県肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業(初回精密検査・定期検査費用一部助成等) (4)秋田県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業(入院・外来治療費の一部助成)	(1)HBs抗原検査: 6件、HCV抗体検査: 6件 (2)肝炎治療受給者証交付: 70件 C型肝炎… 新規: 6件(うち再治療: 1件) B型肝炎… 新規: 6件、更新: 58件 (3)初回精密検査費用助成: 1件 定期検査助成: 2件 (4)参加証交付: 3件(新規: 2件 更新: 1件)
	4 エイズ・性感染症対策	(1)エイズ予防知識の啓発普及事業 * 6月1日～6月7日のHIV検査普及週間における啓発 * 12月1日の世界エイズデーに併せたキャンペーン * 健康教育 (2)エイズ相談及び性感染症個別相談・検査事業 * 日中 年間12回(第4水曜日10:00～11:00 予約制) * 夜間 年間12回(第4水曜日17:30～18:00 予約制)	(1)世界エイズデー ・街頭キャンペーンの実施(いとく追分店) ・管内の駅構内にポスター掲示等による啓発コーナーを設置 (2)エイズ相談及び性感染症個別相談・検査 ・相談対応: 18件(検査・電話含む) ・HIV抗体迅速検査: 11件 ・性感染症検査: 梅毒11件、クラミジア10件、ウイルス性肝炎7件
難病対策	1 医療費助成事業	(1)特定医療費(指定難病)医療費助成事業 (2)先天性血液凝固因子障害治療研究事業 (3)小児慢性特定疾病医療費助成事業	(1)交付件数: 761件(新規77件、更新668件、転入3件、変更13件) (2)交付件数: 2件(更新2件) (3)交付件数: 57件(新規1件、更新56件)
	2 難病患者地域支援対策推進事業	保健所を中心とし、地域医療機関、関係機関と連携し、きめ細やかな支援が必要な在宅患者に対する適切な療養支援を行う。  (1)在宅療養支援計画策定・評価事業 要支援難病患者に対し個別支援計画を策定し適切な各種サービスの提供に資する。 (2)訪問相談事業 (3)医療相談事業 患者及び家族に対し学習・相談・交流会を開催する。	(1)対象: 1件 (2)指定難病訪問実人員: 0人 (3)難病医療相談事業: 患者学習・相談交流会 2回 ○令和6年10月1日(火) ・対象者: パーキンソン病患者とその家族 ・参加者: 16名 ○令和6年11月8日(金) ・対象者: 後縦靭帯骨化症及び黄色靭帯骨化症患者とその家族 ・参加者: 6名
骨髄バンク	1 骨髄提供者登録事業	保健所内に骨髄提供者登録窓口を開設し、骨髄提供希望者の確保を図る。 (1)保健所登録(毎月第4水曜日) (2)集団登録事業(10月: 献血街頭キャンペーンと同時開催)	(1)登録人数: 0人 (2)登録人数: 2人 令和6年10月26日(土)・いとく男鹿ショッピングセンター
原爆被爆者対策	1 被爆者の健康管理	被爆者の健康管理の一環として健康診断を実施する。 ①実施回数 2回(定期) ②実施場所 委託医療機関 ③実施方法 委託契約条項による(一般検査、精密検査)	被爆者手帳交付者: 0人(管内対象者なし。転入があった場合随時対応)
	2 原爆医療費等の支給	原子爆弾の障害作用の影響を受け、今なお特別の状態にある被爆者に対し、その状況に応じた各種手当の支給	対象者: 0人(管内対象者なし。転入があった場合随時対応)

事項名	事業名	内 容	備考【令和7年2月末実績】
免 許 事 務	1 医療従事者免許申請	(1)医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士の免許申請、籍訂正申請等の受付 (2)医師等の届出票、看護師等の業務従事者届の受付(隔年:R6実績)	(1)新規 2件、書換 14件、再交付 4件 (2)医師 94件、歯科医師 37件、薬剤師 109件、看護師等767件
	2 栄養士・調理師免許関係事務	(1)管理栄養士の免許申請、籍訂正申請等の受付 (2)栄養士の免許申請、籍訂正申請等の受付 (3)調理師の免許申請、籍訂正申請等の受付 (4)調理師試験願書の受付(試験日:令和6年10月26日) (5)調理師就業届出の受付(隔年:R6実績)	(1)新規 4件、書換 2件、再交付 1件 (2)新規 9件、書換 29件、再交付 4件 (3)新規 84件、書換 19件、再交付 21件 (4)85件 (5)142件
医 務	1 医務関係許認可等	(1)病院、診療所、助産所の開設許可申請、変更届出等の受理・審査 (2)医療法人の設立・解散認可申請、事業報告書等の受理・審査 (3)施術所の開設届、変更届等の受理・審査 (4)歯科技工所の開設届、変更届等の受理・審査	(1)開設 16件、廃止 18件 (2)設立 0件、合併 0件、解散 0件 (3)開設 1件、廃止 1件 (4)開設 1件、廃止 0件
	2 病院・診療所立入検査	病院及び診療所が、医療法及び関係法令に規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理・運営を行っているか否かについて、医療法第25条第1項の規定に基づき立入検査を実施する。 (1)病院: 原則毎年1回実施する。 (2)診療所: 有床診療所は概ね3年に1回、無床診療所は必要に応じて実施する。	○令和6年度重点検査事項 ⇒医療安全管理体制、院内感染防止対策、職員健康管理、サイバーセキュリティ対策、医師の働き方改革 (1)4施設 (2)0施設
	3 地域医療構想策定	医療機能ごとの医療需要に対する医療提供体制の検討や、必要病床数を踏まえた2025年の医療提供体制を実現するための施策の検討を行うために、秋田周辺地域(秋田市・男鹿市・潟上市・南秋田郡)の関係者を参集し調整会議を開催する。  <委員の構成> 病院、医師会、有床診療所、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、医療保険者、介護関係者、市町村 45名	○第1回調整会議 ・開催日時: 令和6年9月6日 18時~20時 ・出席委員: 36名 ・主な議題: PDCAサイクルを通じた地域医療構想の推進について ○由利本荘・にかほ地域との合同会議(参集対象:医師のみ) ・開催日時: 令和7年1月14日 17時~19時 ・出席委員: 23名(うち秋田周辺地域16名) ・主な議題: 二次医療圏における役割分担と連携について ①救急医療 ②入院医療 ③周産期医療
	4 小児救急医療啓発事業	○小児救急保護者講習会 子どもの保護者等に対して、小児の急病等の対応方法等についての講習会を実施するとともに、ガイドブックを作成・配布することにより、小児の急病時における知識の普及啓発を図る。	・日時: 令和6年9月8日(日) ・場所: 男鹿水族館GAO ・内容: 講習会「豪太と一緒に考えよう!こんなときどうする?!-小児救急講習会-」の開催(講師:たむら船越クリニック院長 田村広美氏) ・参加者数: 約10家族、30名 ・特記事項: 男鹿消防本部の救急の日イベントと同時開催

事項名	事業名	内 容	備考【令和7年2月末実績】
薬 務	1 医薬品等の適正使用推進事業	○「薬とくらしの教室」の申込み受付 地域住民に対し、薬のもつ特質及びその使い方、保管等について正しい知識を普及する。講師は薬剤師会より派遣	(1)4件
	2 医薬品医療機器等法に基づく許認可等	(1)薬局等の許可申請及び変更届出等の受理・審査 ①薬局 ②薬局製剤製造販売業・製造業 ③店舗販売業 ④卸売販売業 ⑤配置販売業 ⑥配置従事者身分証明書 ⑦高度管理医療機器等販売業・貸与業 ⑧管理医療機器販売業・貸与業 ⑨販売従事登録証 ⑩再生医療等製品販売業 ⑪地域連携薬局 (2)登録販売者試験の受験願書の受付(試験日:令和6年8月28日) (3)薬事監視	(1) ①新規 2件、更新 6件、廃止 5件、変更 82件 ②新規 0件、更新 1件、廃止 2件、変更 0件 ③新規 1件、更新 3件、廃止 1件、変更 40件 ④新規 3件、更新 16件、廃止 4件、変更 36件 ⑤新規 0件、更新 0件、廃止 0件、変更 0件 ⑥新規 6件、継続 33件、返納 16件 ⑦新規 1件、更新 2件、廃止 1件、変更 18件 ⑧新規 18件、廃止 7件、変更 14件 ⑨新規 50件、書換 9件、再交付 5件、消除 1件 ⑩新規 1件、更新 0件、廃止 1件、変更 6件 ⑪新規 1件、更新 2件、廃止 1件、変更 8件 (2)156件 (3)57施設(累計)
	3 毒物及び劇物取締法に基づく登録等	(1)毒物劇物販売業等の登録申請及び届出等の受理・審査 ①販売業 ②業務上取扱者 ③特定毒物研究者 (2)毒物劇物取扱者試験の受験願書の受付(試験日:令和6年9月4日) (3)毒物劇物監視	(1) ①新規 4件、更新 4件、廃止 9件、変更 7件 ②新規 0件、廃止 0件 ③新規 1件、廃止 1件 (2)28件 (3)9施設(累計)
	4 麻薬・覚醒剤関係法令の免許、指定等	(1)麻薬、向精神薬、覚醒剤(原料)に係る申請・届出の受理・審査 ①麻薬取扱者(施用者・管理者・研究者・小売業者・卸売業者) ②向精神薬試験研究施設 ③覚醒剤施用機関・覚醒剤(原料)研究者・覚醒剤原料取扱者 (2)病院、薬局等における麻薬、覚醒剤原料の廃棄立会い件数 (3)麻薬、向精神薬、覚醒剤(原料)取扱施設に対する立入検査	(1) ①新規 93件、継続 171件、廃止 78件、書換 348件 ②新規 0件、廃止 0件 ③新規 0件、継続、3件、廃止 0件、書換 2件 (2)107件 (3)372施設(累計)
	5 薬物乱用防止啓発事業	麻薬、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等乱用薬物の有害性の啓発及び薬物乱用撲滅思想の普及 (1)「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(6月20日～7月19日) (2)不正大麻・けし撲滅運動(6月1日～7月31日) (3)麻薬・覚醒剤乱用防止運動(10月1日～11月30日) (4)県庁出前講座の実施(随時)	(1)6・26ヤング街頭キャンペーン ・日時:令和6年6月25日 ・場所:秋田駅東西連絡通路ぼぼろ一ど ・内容:啓発用リーフレット等1,500部を配布、一声運動 ・参加者数:48名(薬剤師会、保護司会、大学生サポーター他) (2)不正大麻・けし撲滅運動 ・事業所8施設に啓発資材(ポスター、パンフレット)を配布 (3)麻薬・覚醒剤乱用防止運動 ・大学、薬物乱用防止講習会実施団体へ啓発資材(パンフレット、ポケットティッシュ)を配布 (4)2件(秋田公立美術短期大学附属高等学校、秋田県立男鹿工業高等学校)
献血推進	1 献血推進事業	男鹿市・潟上市・南秋田郡における効果的な献血体制の推進と実施、広報・普及啓発、学校教育等との連携 (1)市町村及び赤十字血液センターと協同し、配車計画を作成 (2)前年度に献血回数50回に達した者に、保健所長感謝状を贈呈 (3)学校、事業所に赤十字血液センターが開催する献血セミナーについて周知 (4)ボランティアの協力を得て街頭献血を実施 (5)若年層が集まる場である成人式で啓発資材を配布 (6)市町村担当者会議の開催(4月) (7)献血推進部会の開催(2～3月)	(1)献血協力者数(令和6年4月～令和7年2月) ・400mL献血:目標 963人、実績 970人、達成率 100.7% ・200mL献血:保健所単位の目標値なし、実績 7人 ・献血バス配車台数:23台 (2)令和5年度中の献血50回達成者:7名(保健所長感謝状贈呈) (3)献血セミナー開催件数:2件(学校1件、企業1件) (4)ボランティアとの協力:2会場(ライオンズクラブ 3会場、婦人会1会場) (5)成人式で新成人に対するリーフレット配布:6市町村 (6)市町村担当者会議の開催 ・日時:令和6年4月24日 14:00～15:00 ・議題:令和5年度実績及び令和6年度計画について (7)献血推進部会の開催 ・日時:令和7年2月27日 15:00～16:20 ・議題:令和6年度実績及び令和7年度計画について

## 令和6年度 環境指導課 事業実施状況

事 項 名	事 業 名	内 容	備 考【令和7年2月末実績】														
【環境・公害】 水道及び特定建築物 の衛生管理	1. 安全な飲料水確保のための 監視指導	(1) 水道施設の維持管理指導（簡易専用水道は、定期検査の受検指導） ・重点監視施設なし  【水道施設数（参考）】 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>上水道</td> <td>簡易水道</td> <td>専用水道</td> <td>小規模水道</td> <td>簡易専用水道</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> </tr> </table>	上水道	簡易水道	専用水道	小規模水道	簡易専用水道	5	2	0	0	5	監視指導件数 1				
	上水道	簡易水道	専用水道	小規模水道	簡易専用水道												
5	2	0	0	5													
	2. 特定建築物の監視指導	(1) 特定建築物の監視指導  【特定建築物数（参考）】 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>興行場</td> <td>百貨店</td> <td>店舗</td> <td>事務所</td> <td>旅館</td> <td>学校</td> <td>集会所</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </table>	興行場	百貨店	店舗	事務所	旅館	学校	集会所	0	1	2	1	1	1	0	監視指導件数 0
興行場	百貨店	店舗	事務所	旅館	学校	集会所											
0	1	2	1	1	1	0											
		(2) ビル管理登録業者の監視指導 ・登録更新予定業者：19業者 【登録事業者数（参考）】 106業者（秋田市内の事業者を含む）	登録業者監視件数 18														
廃棄物の適正処理	1. 廃棄物処理施設等の監視指導	(1) 廃棄物処理施設等 ・施設の適正管理の指導 ・最終処分場放流水等の行政検査 【監視指導対象施設数】 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">一般廃棄物</td> <td colspan="2">産業廃棄物</td> </tr> <tr> <td>ごみ処理施設等</td> <td>最終処分場</td> <td>中間処理施設等</td> <td>最終処分場</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>10</td> <td>23</td> <td>4</td> </tr> </table>	一般廃棄物		産業廃棄物		ごみ処理施設等	最終処分場	中間処理施設等	最終処分場	5	10	23	4	監視指導件数 25 行政検査件数 6		
一般廃棄物		産業廃棄物															
ごみ処理施設等	最終処分場	中間処理施設等	最終処分場														
5	10	23	4														
		(2) 医療廃棄物排出事業所 ・感染性廃棄物の適正処理指導：（計画）4病院	監視指導件数 4														
		(3) 特定有害産業廃棄物排出事業所 ・廃棄物の適正処理指導：（計画）6事業所	監視指導件数 1														
		(4) PCB廃棄物保管事業所 ・PCB廃棄物の適正処理指導指導：（計画）5事業所	監視指導件数 9														

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和7年2月末実績】																																	
廃棄物の適正処理	2. 浄化槽の適正管理指導	(1) 管理が不適正な浄化槽に対する指導 ・設置基数(参考)：257基  (2) 浄化槽保守点検登録業者の監視指導 ・監視指導対象施設：4事業者 【登録業者数(参考)】 16業者(秋田市内の事業者を含む)	文書指導件数 5  登録業者監視件数 4																																	
	3. 不法投棄防止対策	(1) 環境監視員による監視：(計画)136日  (2) 関係機関との情報交換(「めざせクリーン秋田大作戦」秋田地域協議会)  (3) めざせクリーン秋田大作戦 ・不法投棄廃棄物撤去及び不法投棄防止啓発事業の実施	監視日数 119日  開催日 R6.8.20  実施日 R6.10.3 実施場所 井川町																																	
温泉の適正利用	1. 温泉の適正利用に係る指導	【許可施設数(参考)】 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">温泉源泉数</td> <td colspan="2">利用施設</td> </tr> <tr> <td>浴用</td> <td>飲用</td> </tr> <tr> <td>34</td> <td>24</td> <td>2</td> </tr> </table>	温泉源泉数	利用施設		浴用	飲用	34	24	2	監視指導件数 8																									
温泉源泉数	利用施設																																			
	浴用	飲用																																		
34	24	2																																		
環境保全の推進	1. 工場・事業場に対する立入検査及び監視指導	(1) 排出基準及び排水基準適用工場に対する立入検査及び指導(行政検査及び現地確認) ① 大気関係計画(施設数) <table border="1"> <tr> <td colspan="2">ばい煙発生施設</td> <td>一般粉じん発生施設</td> </tr> <tr> <td>行政検査</td> <td>現地確認</td> <td>現地確認</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>35</td> <td>26</td> </tr> </table> ② 水質関係計画(延べ事業場数) <table border="1"> <tr> <td colspan="5">特定施設(湖沼法対象施設を含む)</td> <td>指定汚水排出施設</td> </tr> <tr> <td colspan="5">行政検査</td> <td>指定汚水排出施設</td> </tr> <tr> <td>重点工場等</td> <td>有害物質関連</td> <td>その他対象</td> <td>協定工場</td> <td>現地確認</td> <td>現地確認</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>29</td> <td>2</td> </tr> </table> (2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査及び監視指導 ・特定施設(参考)：10施設 ・特定施設(廃棄物焼却炉等)への立入検査及び現地確認 ・自主検査及び結果の報告について指導  (3) 大気汚染防止法に基づくアスベスト除去工事の確認	ばい煙発生施設		一般粉じん発生施設	行政検査	現地確認	現地確認	0	35	26	特定施設(湖沼法対象施設を含む)					指定汚水排出施設	行政検査					指定汚水排出施設	重点工場等	有害物質関連	その他対象	協定工場	現地確認	現地確認	14	3	5	5	29	2	行政検査件数 0 現地確認件数 ばい煙発生施設 42 粉じん発生施設 9  行政検査件数 23 現地確認件数 特定施設 28 指定汚水排出施設 3 指示件数 5  立入検査件数 特定施設 1  立入検査件数 2
ばい煙発生施設		一般粉じん発生施設																																		
行政検査	現地確認	現地確認																																		
0	35	26																																		
特定施設(湖沼法対象施設を含む)					指定汚水排出施設																															
行政検査					指定汚水排出施設																															
重点工場等	有害物質関連	その他対象	協定工場	現地確認	現地確認																															
14	3	5	5	29	2																															

事項名	事業名	内容	備考【令和7年2月末実績】																
環境保全の推進	2. 八郎湖の水質保全	(1) 事業場排水基準検査：(計画) 延べ11事業場  (2) 八郎湖クリーンアップ作戦、リーフレット等による啓発 ・八郎湖クリーンアップ作戦(男鹿市船越) ・水田濁水流出防止監視指導	行政検査件数 9  実施日 R6.4.21 監視日数 4																
	3. ゴルフ場農業に係る指導	ゴルフ場農業水質等自主検査の指導：8ゴルフ場(秋田市内分を含む)	確認件数 2																
	4. 環境に配慮した活動の促進	小学校高学年を対象とした環境学習会の開催 R6.7~R7.1月(3校)	3校実施																
【食品衛生】 食品等の安全確保	1. 食品衛生監視指導の強化	1. 重点監視対象施設 <table border="1" style="margin-left: 40px;"><thead><tr><th>施設</th><th>対象数</th></tr></thead><tbody><tr><td>高度な処理技術を要する食品等の製造施設</td><td>11</td></tr><tr><td>広域に流通する食品等の製造又は加工施設</td><td>99</td></tr><tr><td>一度に大量の食品を調製する施設</td><td>5</td></tr><tr><td>食品等の流通拠点となる施設</td><td>6</td></tr><tr><td>大規模食品販売施設</td><td>27</td></tr><tr><td>上記以外の大規模食品取扱施設</td><td>0</td></tr><tr><td>計</td><td>148</td></tr></tbody></table> 2. 重点指導事項 ・食品営業施設の許可及び監視指導 ・食品衛生法に基づく食品表示の確認 ・食品の収去検査 ・食品事業者等への食品衛生に関する啓発 ・食中毒の未然防止及び発生時の拡大防止 ・違反食品の排除	施設	対象数	高度な処理技術を要する食品等の製造施設	11	広域に流通する食品等の製造又は加工施設	99	一度に大量の食品を調製する施設	5	食品等の流通拠点となる施設	6	大規模食品販売施設	27	上記以外の大規模食品取扱施設	0	計	148	監視指導数：195件
施設	対象数																		
高度な処理技術を要する食品等の製造施設	11																		
広域に流通する食品等の製造又は加工施設	99																		
一度に大量の食品を調製する施設	5																		
食品等の流通拠点となる施設	6																		
大規模食品販売施設	27																		
上記以外の大規模食品取扱施設	0																		
計	148																		

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和7年2月末実績】
食品等の安全確保	1. 食品衛生監視指導の強化	3. 特別監視期間  ・ 春季行楽時の食品衛生強調期間      4月16日 ~ 4月26日 ・ 食品安全安心月間                      6月 1日 ~ 6月30日 ・ 夏期食品一斉取締月間                7月 1日 ~ 7月31日 ・ 食品衛生月間                            8月 1日 ~ 8月31日 ・ 食品、添加物等の年末一斉取締月間   12月 2日 ~ 12月27日	(監視指導総合) 監視件数：1, 370件 説諭件数： 0件 指示書発行件数： 3件 現場検査件数： 10, 128件 違反件数： 165件
	2. 食品等の行政検査	1. 収去検査  細菌学検査      35件  理化学検査      15件  残留農薬等検査    7件	細菌学検査：29検体 不適：0 不良：0 理化学検査：15検体 不適： 0検体 残留農薬等検査： 7検体 不適： 0検体
	3. 食品衛生思想の普及啓発	1. 消費者等  (1) 消費者団体等に対し食品衛生講習会への講師派遣  (2) 食品安全地域懇談会の開催 秋田中央地区で開催予定  (3) 情報の提供 ・ 市町村広報等へ掲載依頼 ・ 食品関係営業のチラシへの掲載依頼 ・ ホームページに掲載 ・ 報道機関へ情報提供  2. 営業者及び従事者 (1) 食品業界に対して食品衛生講習会の開催及び講師派遣  (2) 保健所長表彰 ・ 食品衛生功労者 ・ 食品衛生優良施設  (3) 情報の提供 ・ 食品衛生協会 ・ 秋田県食品衛生推進員	食品安全地域懇談会(手洗 い体験、手洗い教室) R6.7.2 開催(潟上市)66名 R6.8.1 開催(潟上市)52名 R6.8.9 開催(秋田市)51名 R6.11.1 開催(潟上市)41名 R6.12.12開催(潟上市)33名 R7.1.28 開催(潟上市)53名  食品衛生功労者 : 0人 食品衛生優良施設 : 2施設

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和7年2月末実績】																				
食品等の安全確保	4. 食品衛生自主管理の推進	<p>1. 食品衛生協会に対する県委託事業及び要請事業の推進</p> <p>(1) 食品衛生推進員の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生推進員 23人</li> <li>・活動目標 (巡回延べ人数：69人 指導施設延べ件数：946施設)</li> </ul> <p>(2) 食品衛生責任者の養成及び研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養成目標人員 120人</li> <li>・研修目標人員 90人</li> </ul> <p>(3) 食品等の自主的衛生検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標件数 334件</li> </ul> <p>(4) 腸内細菌検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標件数 3,432件</li> </ul> <p>(5) 食中毒警報の発令</p> <p>2. 衛生管理（HACCPに沿った管理手法の導入）に関する指導・支援</p>	<p>巡回延べ人数： 60人 指導施設延べ件数： 218件</p> <p>養成者数： 119人 研修者数： 41人</p> <p>実施件数： 168件</p> <p>実施件数： 3,274件</p> <p>警報発令回数： 1回</p> <p>10施設</p>																				
生活衛生関係営業の安全確保	1. 生活衛生関係営業施設の監視指導の強化	<p>(1) 営業施設の監視指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視指導対象施設：旅館、公衆浴場、理・美容等 感染症防止対策等に係る衛生管理指導</li> </ul> <p>(2) 行政検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆浴場の水質検査（レジオネラ属菌を含む） 3施設</li> </ul> <p>【生活衛生関係営業施設数（参考）】 (R6.2.29現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">旅館</th> <th rowspan="2">興行場</th> <th rowspan="2">公衆浴場</th> <th rowspan="2">理容所</th> <th rowspan="2">美容所</th> <th colspan="2">クリーニング所</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>クリーニグ所</th> <th>取次所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td>14</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>45</td> <td>70</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>144</td> </tr> </tbody> </table>		旅館	興行場	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所		計	クリーニグ所	取次所	管内	14	0	8	45	70	1	6	144	<p>監視指導施設数：21施設</p> <p>検査実施数： 3施設</p>
	旅館	興行場							公衆浴場	理容所		美容所	クリーニング所		計								
			クリーニグ所	取次所																			
管内	14	0	8	45	70	1	6	144															

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和7年2月末実績】
生活衛生関係営業の安全確保	2. 生活衛生営業の自主管理の推進	(1) 自主検査の実施指導 レジオネラ症防止対策に係る自主検査実施指導  (2) (財) 秋田県生活衛生営業指導センターとの連携  (3) 生活衛生関係営業秋田地方連絡協議会に対する指導  (4) 保健所長表彰	衛生講習会       2回    生活衛生功労者   0 生活衛生優良施設 0 (R6年度 未実施)
死亡獣畜の衛生確保	1. 化製場等に対する監視指導	死亡獣畜取扱場・化製場等 ・衛生管理の徹底指導 ・1市町村、1施設以上を通年使用できるように設置推進指導	監視 0施設